

うれしの茶FAN拡大プロジェクト広報業務委託仕様書

1 委託業務名

うれしの茶FAN拡大プロジェクト広報業務

2 目的

全国的なリーフ茶の消費低迷に伴う茶価の下落により、厳しい状況となっている県内茶生産者の経営改善を図るため、次の項目を達成することで、「うれしの茶」をはじめとする佐賀県産茶の認知度を向上させることを目的とする。

- ・消費者への「うれしの茶」の魅力の浸透（消費者のファン拡大）
- ・飲食店、小売店等の茶販売店舗等における「うれしの茶」の需要拡大（事業者のファン拡大）

3 契約期間

契約締結日から令和8年3月31日までとする。

4 委託業務の内容

(1) 共通

本事業の実施に当たっては次の点を重視すること。

- ア うれしの茶をはじめとする県産茶の価値をブランディングするため、専門的知見に基づき、有効なデザイン、メッセージ又は演出を行うこと。
- イ データ等を基にターゲット選定（複数可）を行った上で、専門的知見に基づき、ターゲットに応じた有効な広報戦略及びキャンペーン等を実施すること
- ウ サポーターの店の登録店舗数は、令和7年1月現在で100店舗（令和6年度末120店舗見込み）である。令和7年度は140店舗までの追加登録を目標としており、達成に向けて佐賀県東部地域を中心に新規登録を促す営業及び広報を行うこと。
- エ 受託業者はサポーターの店と連携してイベントや広報の企画・運営を行い、業務目的の達成に努めること。
- オ 別記1の「うれしの茶需要拡大の取組計画」に即し事業を実施すること。

(2) サポーターの店登録制度の運営管理

ア 「うれしの茶サポーターの店」との連携

佐賀県では、県産茶を取り扱う店舗の増加及び消費喚起を図るため、以下の条件を満たす希望事業者を「うれしの茶サポーターの店（以下、サポーターの店と言う。）」として登録する制度を設けている。受託業者はサポーターの店と連携して業務を実施し、業務目的の達成に努めること。

- ・飲食店、ホテル、旅館、小売店等又は、HP等でうれしの茶を販売する事業者であること。

- ・本委託業務の趣旨に賛同し、事業の実施に協力すること。
- ・「うれしの茶」を使用したメニューや、商品を提供又は販売していること。又は、今後、提供・販売すること。
- ・「うれしの茶」をはじめとする県産茶の魅力を正しく伝えることが出来ること。
- ・県産茶を使用したメニューに“うれしの茶使用”、“からつ茶使用”等を明記している又は、口頭で説明することができること。

イ サポーターの店の情報管理

- ・サポーターの店のweb登録フォーム及び紙媒体の登録用紙を作成・活用して登録者情報を取得し、取得した情報の一覧表（以下、登録情報と言う。）を作成し、随時更新・管理すること。
- ・サポーターの店に対し概ね6カ月に1度の頻度で発信内容に関する更新の有無を確認し、更新があった場合は速やかに広報媒体及び登録情報に反映させること。
- ・委託業者は概ね月に1回以上、県と定例会を開催し、県に対して最新の登録店舗情報を提出・報告したうえで、今後のサポーターの店拡大に係る実施計画を提案すること。

ウ 連絡調整

次のとおりサポーターの店へ連絡調整を行う。

- ・サポーターの店の登録又は取り消しに関すること
- ・ノベルティーの発送に関すること
- ・消費喚起キャンペーンに関すること
- ・広報媒体の掲載内容に関すること
- ・その他本事業の実施に関すること

エ 認定証及びノベルティーの製作及び配布

認定した飲食店等に対して認定証を製作・交付すること。また、ノベルティーの受取を希望する店舗を確認し、これを希望する店舗にはノベルティーグッズを配布すること。ノベルティーグッズは受託業者が製作し、その製作に当たっては県と協議のうえ新規製作又は県が提供する既存デザインデータを活用してノベルティーを増産すること。なお、受取希望確認、ノベルティーの新規デザイン、製作・増産及び配布に係る費用は委託料から負担し実施すること。

- ・サポーターの店タペストリー
- ・ポスター
- ・POP 掲示用アクリルスタンド及び掲示する POP
- ・のぼり※スタンド及び土台を含む

オ 県産茶の新規取扱い店舗の開拓

県産茶の販売又は県産茶を用いたスイーツ等を販売していない店舗等に対し、販売意欲を喚起するため、以下の取組を行うこと。

- ・茶及び加工用粉末茶等のサンプルセットの製作及び配布を行うこと。
- ・サンプルセットの配布については広報媒体で宣伝を行うこと。
- ・希望店舗には、サンプルセットの内容及びそれらを取扱う店舗がわかるチラシ等を製作し配布を行うこと。

(3) 「サポーターの店」の広報に関する業務

ア オウンドメディア

次に掲げるオウンドメディアを運用し情報発信を行うこと。

- ・HP (<https://saga888.jp/ureshinocha/>)
- ・Instagram (https://www.instagram.com/ureshinocha_saga/)

イ 運用

オウンドメディアの運用にあたっては、生産者、サポーターの店及び関係団体へ配慮した上で、「うれしの茶」の魅力を表現するために効果的なデザインや演出に努め、アクセシビリティを向上させること。オウンドメディアにサポーターの店の情報を掲載する場合、その内容は店舗取材又は当該店舗のHPの掲載内容により情報を入力し、当該店舗及び県の下承を得た上で掲載すること。

ウ アクセス分析

SNSのアクセス分析を行い、毎月の定例会において以下を報告し、翌月以降の投稿において改善を図ること。

- 新規フォロワー数
- 閲覧数
- インサイト
- その他、有効な分析項目

エ 広報手段及び内容

県東部地域及び隣県の店舗並びに消費者を中心に「うれしの茶」をはじめとする県産茶の認知度向上が図られる内容であることに留意し以下を行うこと。

<オウンドメディア>

- ・SNSには「サポーターの店」の全ての新規登録店舗を紹介する投稿を行うこと。
- ・県産茶、生産者及び茶販売事業者等に係る記事の投稿を概ね月1～2回の頻度、

- 年間で計20回以上行うこと。なお、投稿素材は受託業者が入手すること。
- ・上記の投稿とは別に、県が指定する生産者取材し、オウンドメディアに掲載すること。
 - ・SNSアカウントのフォロワーを増やすキャンペーンを企画し、上半期と下半期にそれぞれ1回以上実施すること。
 - ・県が指定するHPに掲載された「サポーターの店」について、内容及びデザイン性の確認を行い、県に対して修正データの提供を行うこと。
 - ・委託業者が実施するコラボイベント、キャンペーン及び県が指定するコンペティションの成績等について、県が指定するHPにバナーを作成・掲載し、その詳細が分かる画像及び文章をお知らせ欄に掲載すること。

<イベント>

- ・令和8年に開催する全国お茶まつりにおける消費拡大イベントを想定したコラボイベントを2回以上企画・実施し、SNSのフォロワー拡大を図るとともに、県内各地域の茶のPRを行うこと。
- ・消費者が「サポーターの店」を周遊し、SNS等に店舗の魅力が伝わる情報を発信するようなキャンペーンを企画・実施すること。

オ 動画の制作に関する業務

- ・オウンドメディアに掲載可能な冷茶及び温茶の淹れ方を紹介する15秒程度の動画をそれぞれ製作すること

カ その他

- ・県内外の飲食店等に対して、効果的な広報、営業を行うこと。
- ・飲食店等の参加料は無料とすること。ただし、消費喚起キャンペーンの実施にあたり、飲食店が割引サービス等に取り組む場合は、県と協議して決定すること。

5 契約上限額

4,499,000円(消費税及び地方消費税を含む)

6 情報セキュリティに関する受託業者の責任

(1) 情報セキュリティポリシーの遵守

受託業者は、「佐賀県情報セキュリティ基本方針」を遵守すること。なお、個人情報の取扱いについては、別記2「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。

(2) 情報セキュリティを確保するための体制の整備

受託業者は、佐賀県のセキュリティポリシーに従い、受託業者組織全体のセキュリティを確保すると共に、佐賀県から求められた当該業務の実施において情報セキュリティを確保

するための体制を整備すること。

7 留意事項

- (1) 委託業務の内容については、佐賀県と受託業者とで協議を行い、決定する。
- (2) 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- (3) 業務遂行にあたっては、委託業務を統括し、県からの指示を受ける窓口として責任者と当該業務の従事担当者を置き、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。
- (4) 本委託業務の全部又は一部を再委託することは原則として認めない。ただし、業務の一部についてあらかじめ書面により佐賀県の承諾を得た場合は、この限りではない。また、機密保持、知的財産権等に関して本仕様書が定める受託業者の責務を再委託先業者も負うよう、必要な処置を実施すること。なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任は受託業者が負うこと。
- (5) 本委託業務の広報に必要な画像、動画等の素材については、原則として、受託業者で取材、取得すること。
- (6) 本委託業務において、第三者（県及び受託業者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこと。
- (7) 本委託業務において作成される成果物の著作権については、全て県に帰属する。ただし、プロポーザルに応募された著作物についての著作権は除く。本委託業務において作成された成果物への著作者人格権は行使しないものとする。
- (8) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。
- (9) 打合せ等に要した交通費等の費用は委託料の中に含まれるものとする。

8 納品・問合せ先

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内1-1-59

佐賀県農林水産部園芸農産課

電話 0952-25-7119 メール engeinousan@pref.saga.lg.jp

別記 2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項で定めるものをいう。以下同じ。))の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(個人情報の収集)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、その目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために、個人情報の管理に関する責任者及び作業現場の責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な安全管理措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の目的を達成するために、個人情報を取り扱う場所及び保管する場所(以下「作業場所」という。)において、入退室の規制、防災防犯対策その他の安全対策を講じなければならない。

(事務取扱担当者の明確化)

第6 乙は、個人情報を取り扱うにあたって、部署名(●●課、●●係等)、事務名(●●事務担当者)等により、担当者を明確にしなければならない。ただし、部署名等により担当者の範囲が明確化できない場合には、事務取扱担当者を指名しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、甲の承諾があるときを除き、この契約による事務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の外への持出の禁止)

第8 乙は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による事務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、複製し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等（複写及び複製したものを含む。）について、作業場所の外へ持ち出してはならない。

（再委託の禁止）

第9 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による事務を第三者に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の書面による承諾により、第三者に個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を当該第三者に講じさせなければならない。
- 3 乙は、再委託先の第1項に規定する事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。
- 4 乙は、本件委託事務を再委託した場合、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

（資料等の返還等）

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約の終了後直ちに甲に返還、廃棄又は消去しなければならない。ただし、甲が別に指示したときはその指示に従うものとする。

- 2 乙は、前項の個人情報を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 3 乙は、パソコン等に記録された第1項の個人情報を消去する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。
- 4 乙は、第1項の個人情報を廃棄又は消去したときは、甲に完全に廃棄又は消去した旨を証する書面を速やかに提出しなければならない。

（事務従事者への周知及び指導監督）

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、次の事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理体制が図られるよう、必要かつ適切な指導監督を行わなければならない。

- (1) 在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと
- (2) 前号に違反した場合は法の罰則規定に基づき処罰される場合があること
- (3) その他この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の保護に関して必要な事項

2 乙は、前項の目的を達成するために、非正規職員を含めた従業者に対し、個人情報を取り扱う場合に従事者が遵守すべき事項について研修等の教育を実施しなければならない。

（報告及び検査）

第12 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

2 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

(事故発生時の対応)

第13 乙は、個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざん等この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(指示)

第14 甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第15 甲は、乙が特記事項の内容に反していると認めたときは契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

(注)

1 「甲」は委託者を、「乙」は受託業者をいう。

2 委託の事務の実態に即して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

別紙 1

個人情報の管理体制等報告書

年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地

受託業者名 氏名又は商号

代表者氏名

うれしの茶 FAN 拡大プロジェクト広報業務に関する個人情報の管理体制等について、
下記のとおり報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)

別紙 2

個人情報の管理体制等変更報告書

年 月 日

委託者名 様

住所又は所在地

受託業者名 氏名又は商号

代表者氏名

うれしの茶 FAN 拡大プロジェクト広報業務に関する個人情報の管理体制等について、
下記のとおり変更しましたので報告します。

1 管理責任体制に関する事項

個人情報管理責任者	(所属・役職)	(氏名)
作業責任者	(所属・役職)	(氏名)

2 事務取扱担当者に関する事項

部署名	
事務名 (事務担当者)	

※事務担当者は、個人情報の取得から廃棄までの事務に従事する全ての者が該当となります。

3 個人情報の保管、管理に関する事項

作業場所	
保管場所及び保管方法	
盗難、紛失等の 事故防止措置等	(具体的に記入すること)



うれしの茶のブランディングと取組内容

- ▶ 高品質で他の産地にはない特徴的な茶葉が生産されていることを生かし、シンプルでモダンなイメージを定着させる
ロゴマークの活用(露出頻度の増加)による認知度向上、リーフ茶の飲用習慣がある層に他産地(特に八女茶など)との違いを訴求
- ▶ うれしの茶の特徴を伝える「うれしの茶サポーターの店」の募集・広報により、消費者に「買ってみよう」というマインドの形成
(応援店になるメリットの明確化)
 - ノベルティーグッズを配布することにより、消費者目線での、「うれしの茶」の見える化や、県広報媒体等での紹介
 - 各種イベントやマルシェなどへの出展案内の送付
 - 生産者や茶商(茶専門卸売業者)による実演販売・試飲会の実施や、商品開発の支援

○うれしの茶の特徴

～おいしさを育む環境～

一番茶の生育期にあたる4月中旬頃、嬉野の山間部で発生する朝露がお茶の新芽に程良い水分を与え、美味しいお茶となります。また、昼夜の気温差が茶の育成にメリハリを与え、味をまろやかにし、ほどよい香りとコクを育みます。

～丸い茶葉が醸し出すうま味～

日本茶のなかでは珍しい独特の丸みを帯びた茶葉の形状から、玉緑茶(たまりよくちゃ)と呼ばれます。

茶葉一枚一枚が丸く緑色の艶が深く、香りやうま味が強いという特徴を持ち、急須の中でゆっくりと開きながらうま味を抽出していくため、注ぐたびに味や香り、うま味の移り変わりを楽しめます。

～うれしの茶は「日本一」～

うれしの茶は、全国茶品評会において最高賞の農林水産大臣賞や最も優れた産地に贈られる産地賞を受賞しています。全国茶品評会とは、全国の茶産地からその年の優秀なお茶が一堂に集められ、その中でも最も優秀な日本一のお茶と産地を競い選定する、お茶における最高位の品評会です。

「うれしの茶」需要拡大の取組計画(年度別計画)



○令和5～8年度の4年間で重点取組期間として、プロジェクトを実施。

○令和5年度は各茶商の営業活動の強化に連動して、応援店制度等を開始し、佐賀県(及び隣県)での認知度向上を図る。

○令和6年度以降は次項に示す各ターゲットに対する取組を拡充させ、プロジェクトの波及を図り、認知度の段階的な向上を図る。

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共通	<ul style="list-style-type: none"> ・キャッチコピー考案 ・サポーターの店制度開始 ・情報発信体制の強化 ・営業活動の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターの店登録増加 ・営業活動の強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・サポーターの店増加 ・営業活動の強化 <p>(各茶商、JAでも試飲・対面販売を強化)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・応援店登録増加 ・営業活動の強化
取組 JASの ローゼン プロジェクト		メディア出演の強化 (各イベントについてもメディアへの情報提供を欠かさず実施)		
		小売店でのプレゼントキャンペーン(応援店と連動して実施) (関心度高)高級茶や茶器、飲み比べセット等のプレゼント (関心度低)水出しボトル、ティーバック等のプレゼント		
	・アカウントの運用開始	ホームページ及びSNSを活用した情報発信の強化 (サポーターの店、イベント、生産者の紹介を配信(関係団体からのネタ提供))		
		各種イベントへのコラボ出展		
		インフルエンサー等活用		
		カフェ等でのコラボ ・プラカップでのテイクアウト商品開発 ・うれしの茶を使用したスイーツ等の新商品開発支援 参考:歩茶、プリン県		

「うれしの茶」需要拡大の取組計画(ターゲットの整理)



- 生活様式の変化により、清涼飲料やペットボトル茶などの消費が拡大し、リーフ茶の需要が減退しているため、茶価格が長期にわたり低迷している。
- 「うれしの茶」の特徴や魅力を発信するための様々な媒体を活用した情報発信や、新たな販売機会の創出により、国内外における販路の拡大を図る。

高 ← 「うれしの茶」への関心度 → 低

ターゲット①

リーフ茶（うれしの茶以外） を常飲する層

TO DO

- ・固定概念（渋い）の払拭
- ・比較試飲機会の創出
- ・バリエーションの提案

●想定される属性

- ・県内在住(県東部地域を重点)
- ・30代～60代
- ・八女茶等の県外産リーフ茶を常飲
- ・茶産地にこだわりがない
- ・茶専門店に行くこともある

●対象アイテム

- ・うれしの茶(高級)
(蒸し製玉緑茶、釜炒り茶等)
- ・体験(旅館・ティーリズム)

ターゲット②

ペットボトル茶を常飲する層

TO DO

- ・簡便な飲用形態の提案
(水出し、ティーバック)
- ・急須での淹れ方講座
- ・他ジャンルとのコラボ

●想定される属性

- ・県内(県東部地域を重点)
- ・20代～50代
- ・大手メーカーのペットボトル茶を常飲
- ・コンビニ・スーパーで購入

●対象アイテム

- ・うれしの茶(安価)
(水出し茶、ティーバック、紅茶、ほうじ茶等)
- ・加工品(スイーツ、パン)

ターゲット③

茶の飲用習慣がない層

TO DO

- ・簡便な飲用形態の提案
(水出し、ティーバック)
- ・茶飲用のきっかけ作り
- ・他ジャンルとのコラボ

●想定される属性

- ・県内(県東部地域を重点)
- ・10代～40代
- ・普段お茶を飲む機会が少ない
- ・お茶を出されたら飲む程度

●対象アイテム

- ・うれしの茶(安価)
(水出し茶、ティーバック等)
- ・加工品(スイーツ、パン)